ハンセン病療養所が収蔵する「行政文書」はどのように管理されるべきか

菊池恵楓園歴史資料館 学芸員 原田 寿真

はじめに

国立療養所菊池恵楓園に設置されていた「社会交流会館」は、2022 年 5 月 13 日に「歴史資料館」としてリニューアルオープンした。同館はもともと昭和 26（1951）年に建設された旧事務本館を改修して平成 18（2006）年より運営されていたが、新館が増設されて展示内容も一新、ハンセン病問題をより広く、深く発信できる施設へと生まれ変わった。

しかしながら同館は、見学場所、資料陳列場の役割のみを以て運営されるわけではない。

その名を冠するとおり「資料館」は、資料の収集・整理、保管のための施設であり、情報の集約拠点である。療養所運営に関するあらゆる事実、また、そのなかで苦難多き人生を送った入所者がいたという証拠、これらを収集して将来に亘って管理する、このことこそが資料館の本務といっても過言ではない。

それにもかかわらず全国療養所に付設される各資料館において、資料管理事業への理解度は決して高くはない。また館が管理するべき資料群の内、園が収蔵してきた「行政文書」は本邦のハンセン病政策を考察するうえで特に重要な情報を多く含んでいるが、後述のように現行法では資料館でそれらを管理することは許されていない。このままではハンセン病の歴史は各地域から失われ、そしてこの国全体からも失われていくことになるであろう。

本報告はこれら喫緊の問題についてその実態を示すとともに、幾分か先進的な取り組みを行っている恵楓園歴史資料館の活動を通して、問題への対処方針を提案するものである。

①行政文書とは何か

省庁、国立の行政機関等の文書の扱いについて規定する法律「公文書等の管理に関する法律」（通称「公文書管理法」）は平成 21（2009）年に公布されたが、同法では「行政文書」を「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（第 2 条 4 項）と規定している。この条項に従えば、決裁文書や発受文書のみではなく、療養所で収蔵されている写真や図面など、資料の大部分が行政文書に含まれるものと判断される。また、議論の余地はあるがカルテなどの医学資料も行政文書に含まれ得る。

同法は文書の作成、管理から保存期間を満了した後の取り扱いまで（いわゆる「文書のライフサイクル」）を統一的に規定した法律である。同法では「保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとる」（第 5 条 5 項）としており、現状では療養所資料館において行政文書を管理することは認められていない。

実際には各療養所は保存期間を満了した各種文書を収蔵しているため、現行法と実情は乖離している。今後、文書を合法的に現地保存するための方策もあるが、まずは現状把握と、文書をはじめとした諸資料をどのように扱うかという管理方針の明確化が必要である。

②恵楓園歴史資料館の取り組み

恵楓園では明治 42（1909）年の開所以降、大量の文書群が作成・取得されてきた。これら文書群に対して光が当てられたのは、国賠訴訟後の平成 13（2001）―15（2003）年度に熊本県が実施した「ハンセン病施策関係資料収集事業」が最初である。本事業はハンセン病政策における熊本県の関与の在り方の検討を目的に実施されたが、この際、恵楓園旧事務本館に大量の文書が収蔵されていることが確認された。

同事業の終了後も由布雅夫園長（当時）は資料整理事業の継続は必要と判断、園事務職員をあてて整理を継続させた。由布園長退官後、野上玲子副園長（当時）も資料の存在について園内での注意喚起を続けており、これにより文書の廃棄、散逸は免れた。

資料を管理するという園側の使命感、これと当時高まっていた恵楓園入所者自治会のハンセン病問題の教育普及事業拠点を求める声が合流し、文書が収蔵されていた旧事務本館が改修されて平成 18（2006）年に「社会交流会館」としてオープンした。同館には平成 22（2010）年に学芸員が配属され、その後は運営方針も徐々に明瞭になっていった。

文書資料に対する調査が本格化したのは特に「骨格標本問題に関する調査」が平成 25（2013）年に始められて以降のことであり、同調査は令和 2（2020）年を以て完了したが、この際に文書管理状況は飛躍的に向上、旧事務本館以外の施設に収蔵されていた文書についても調査が実施され、そのほぼ全てが時期・作成部署の分類を経て目録上に記載されることになった。この過程において園の文書群に対する認識は確定的なものとなった。また自治会側においても文書管理・調査が資料館事業の中核をなす一要素であると捉えられるに至った。これによりリニューアル後の資料館には温湿度管理ができる書庫が設置された。

③文書資料はどのような理念・方針の下に管理されていくべきか

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成 20／2008 年公布）では「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図る」ことが明記されているが（第 18 条）、「名誉の回復」の在り方が具体的には示されていない。そもそも現在まで全国の国立ハンセン病療養所に何名の入所者が在籍していたのか、その全てを実名と根拠資料付きで示すことはできておらず、国は「名誉の回復」の対象者すら明確には把握できていない。

恵楓園福祉課と歴史資料館による文書に対する整理・調査の結果、恵楓園には現在までに 7,198 名の入所者がいたことが判明したが、文書資料がほとんど残っていない入所者や偽名を名乗った入所者など、それぞれの個人特定には多くの手間と時間を要した。しかしながらその過程で把握された入所者一人ひとりの記録はハンセン病問題の実例そのままであり、決して一般化できない人生の経験であった。

ハンセン病当事者の名誉回復は、一人ひとりの生き方から様々な歴史的教訓を見出し、今を生きる我々が人権の尊重される社会を実現するための活動を続けることで実現する。当事者の人生の社会的意味を取り戻すことこそ「名誉の回復」であり、そのためには文書資料を各療養所の史跡、他の資料群と関連させて現地保存していくことが求められる。